

会 議 録

会議の名称	令和4年度西東京市個人情報保護審議会（第7回）
開催日時	令和4年10月25日（火）午前10時から午前11時25分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 庁議室
出席者	（出席委員） 横道会長、大川委員、茶谷委員、濱野委員 （事務局） 総務部長、総務部総務課法規文書担当課長、法規文書係長、法規文書係主査、法規文書係主事 （欠席）岡本委員、河野委員
議題	議題1 個人情報の収集及び目的外利用について（諮問） 議題2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について
会議資料	資料1 個人情報の収集及び目的外利用について（諮問） 資料2 子育て世帯生活支援特別給付金追加給付について 資料3 西東京市個人情報保護法施行条例（案） 資料4 西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>議題1 個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）</p> <p>○会 長 ただいまから、令和4年度第7回西東京市個人情報保護審議会を開催する。まず、議題1「個人情報の収集及び目的外利用について」を議題とする。担当課からの説明を求める。</p> <p>【説明員から説明】</p> <p>○会 長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委 員 今回の給付金は、児童手当と特別児童扶養手当を受けている者以外の者も給付の対象となるのか。</p> <p>○説明員 そのとおりである。</p> <p>○会 長 児童手当と特別児童扶養手当を受けている者以外の者は、申請が必要なのか。</p> <p>○説明員 そのとおりである。</p> <p>○会 長 児童手当と特別児童扶養手当を受けている者は、申請が不要なのか。</p> <p>○説明員 そのとおりである。児童手当と特別児童扶養手当を受けている者に事業に係るお知らせを送付し、受給拒否の連絡があった者以外の者に給付を行う。</p> <p>○会 長 6月に実施した国制度の給付金給付事業の対象者も、今回の給付金の対象者になるのか。</p> <p>○説明員 そのとおりである。</p> <p>○会 長 必要とする個人情報については全て子育て支援課が保有しているが、児童手</p>	

当と特別児童扶養手当の事業で利用するために収集している個人情報を、今回の給付金給付事業で利用することは、条例上目的外利用になるので、審議会の意見を聴く必要があるという認識でよろしいか。

- 説明員 そのとおりである。
- 委員 給付対象者には所得制限はあるのか。
- 説明員 所得制限はない。
- 委員 基準日はいつなのか。
- 説明員 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間、西東京市に住所を有している者が対象である。
- 委員 転入者と転出者の取扱いはどうなるのか。
- 説明員 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間、西東京市に住所を有していた者は対象者となるため、その間に転入した者と転出した者も対象者となる。当該対象者にもお知らせを送付する予定である。
- 委員 児童手当の受給対象となる者は、必ず児童手当を受給できているのか。
- 説明員 児童手当の手続きは出生時に行うため、給付漏れの心配はない。
- 会長 それでは質疑を終了し、委員のみで審議するので、説明員は退席するように。

【説明員退席】

- 会長 本諮問に関して、各委員の意見を求める。
- 委員 今回の給付金は、6月に実施した国制度の給付金給付事業の延長である。また、市のセキュリティ対策も従来どおり十分に措置されていると感じる。
- 会長 それでは、本諮問については、審議会として「個人情報の収集及び目的外利用について」を認めるという結論でよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、答申案については、事務局で作成した案文を、各委員にお諮りした上で決定することとしたいが、よろしいか。
- 各委員 異議なし。

議題2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について

- 会長 続いて、議題2「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から資料1の説明】

- 会長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。
- 会長 令和5年4月1日より前に、苦情の申出についての諮問が当審議会になされた場合は、令和5年4月1日以後も審議が終了するまでは引き続き審議会において調査審議することが可能ということか。それは、個人情報保護委員会も見解を出しているのか。
- 事務局 そのとおりである。個人情報保護委員会に確認済みである。
- 会長 市の区域外において守秘義務に違反して秘密を漏らした者に対する罰則の経過措置を削っているが、法には区域外適用の規定はあるのか。
- 事務局 法は、区域内外関係なく、守秘義務と罰則規定を設けている。現行の西東京市個人情報保護条例も市の区域内外関係なく守秘義務と罰則規定を設けてい

るため、当該条例の廃止に伴う守秘義務と罰則規定の経過措置は、市の区域内外で分けて規定する必要はないと判断した。

- 委員 施行日前までに、西東京市個人情報保護・情報公開審査会になされた諮問で、施行の際現に審議中のものは、「なお従前の例による」としなくていいのか。
- 事務局 西東京市個人情報保護・情報公開審査会の調査審議は、施行の際現に審議中の案件であっても、新規に制定する西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例に規定する手続きに則って行っていただくことを想定しているため、あえて「なお従前の例による」とはしていない。

【事務局から資料2の説明】

- 会長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。
- 会長 西東京市情報公開条例の規定に基づく審査請求で、施行の際現に審議中のものに対する経過措置は規定しなくてよいのか。
- 事務局 西東京市個人情報保護法施行条例の附則で規定している。現行の西東京市個人情報保護・情報公開審査会の設置根拠が西東京市個人情報保護条例にあるため、当該条例の廃止を規定する西東京市個人情報保護法施行条例の附則で、西東京市情報公開条例の規定に基づく審査請求で施行の際現に審議中のものに対する経過措置も規定することとなる。
- 委員 パブリックコメントで提出された意見件数は、0件という認識でよろしいか。
- 事務局 そのとおりである。
- 会長 それでは、審議会として「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について」を認めるという結論でよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、答申案については、事務局で作成した案文を、各委員にお諮りした上で決定することとしたいが、よろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 続いて「議題3 その他」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から報告】

- 会長 以上で本日の会議は閉会とする。